

## 第18次東京都消費生活対策審議会の答申について

本日、第18次東京都消費生活対策審議会（会長：松本恒雄一橋大学大学院教授）から、下記のとおり答申がありましたのでお知らせします。

### 消費者の自立支援に向けた事業者団体・消費者団体等との連携による 新たな消費者施策のあり方に関する答申

社会経済状況や国の消費者行政の基本的枠組みの変化等を踏まえ、増大・多様化・複雑化している消費者被害の発生及び拡大の防止をめざして、都と事業者団体・消費者団体等との連携という視点で実効性ある新たな施策のあり方について提言しています。

#### 答申のポイント

#### 都と事業者団体・消費者団体等と連携して取り組む新たな施策

強化すべき施策の方向性を、次の3つの施策目標別に整理し、具体的な施策を提言

##### 消費者への教育・啓発や情報提供の推進

- ・ 出前型消費者教育・啓発事業の拡大・強化
- ・ 私立学校等との連携による若者の被害防止策の強化
- ・ 高齢者に身近な介護の専門家等への情報提供・啓発による被害防止の仕組みづくり

##### 不適正な事業者に対する監視や規制・指導を強化する取組み

- ・ 団体訴権適格消費者団体等との連携による消費者被害の防止
- ・ 民間自主規制機関（JARO等）との連携による広告表示適正化のための仕組みづくり
- ・ 大学との連携による不当表示・広告の収集調査の強化

##### 事業者の消費者志向を高める取組み

- ・ 事業者の消費者志向経営を支援する情報提供・啓発事業の推進
- ・ 自主行動基準等の事業者情報の公開の促進（都のホームページで一覧表示）

なお、本年5月に発表された施策連携部会中間報告について、意見募集をしたところ、22件（事項別では91件）の都民意見が寄せられました。これらの意見も参考にして答申内容の審議が行われました。

#### 【問い合わせ先】

消費生活部企画調整課

都庁内線 29 - 840

直通 03 - 5388 - 3084